

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長殿

【提出日】 平成26年3月28日

【発行者名】 しんきんアセットマネジメント投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 大澤 宣之

【本店の所在の場所】 東京都中央区京橋三丁目8番1号

【事務連絡者氏名】 野呂 俊夫
連絡場所 東京都中央区京橋三丁目8番1号

【電話番号】 03 - 5524-8161

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券に係るファンドの名称】 しんきんトピックスオープン

【届出の対象とした募集内国投資信託
受益証券の金額】 継続申込期間
(平成25年10月5日から平成26年10月3日まで)
3,000億円を上限とします。

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

1【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

本日、半期報告書を提出いたしましたので、平成25年10月4日付をもって提出した有価証券届出書（以下「原届出書」といいます。）の関係情報を新たな情報により訂正するため、本訂正届出書を提出するものです。

2【訂正の内容】

原届出書の該当情報を以下の内容に訂正します。

下線部分_____は訂正部分を示します。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

（1）【ファンドの目的及び基本的性格】

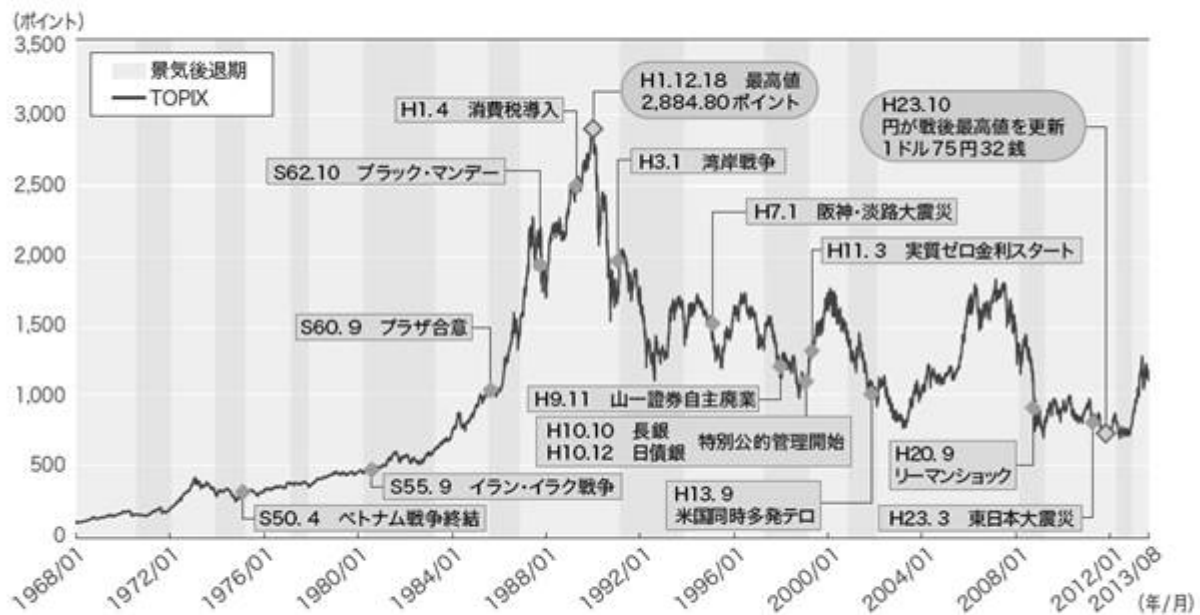
ファンドの特色

訂正部分を抜粋して表示しています。

<訂正前>

◎TOPIXの推移

TOPIXは日本経済の歩みとともに、日本株式市場の動きを的確に反映して推移してきました。

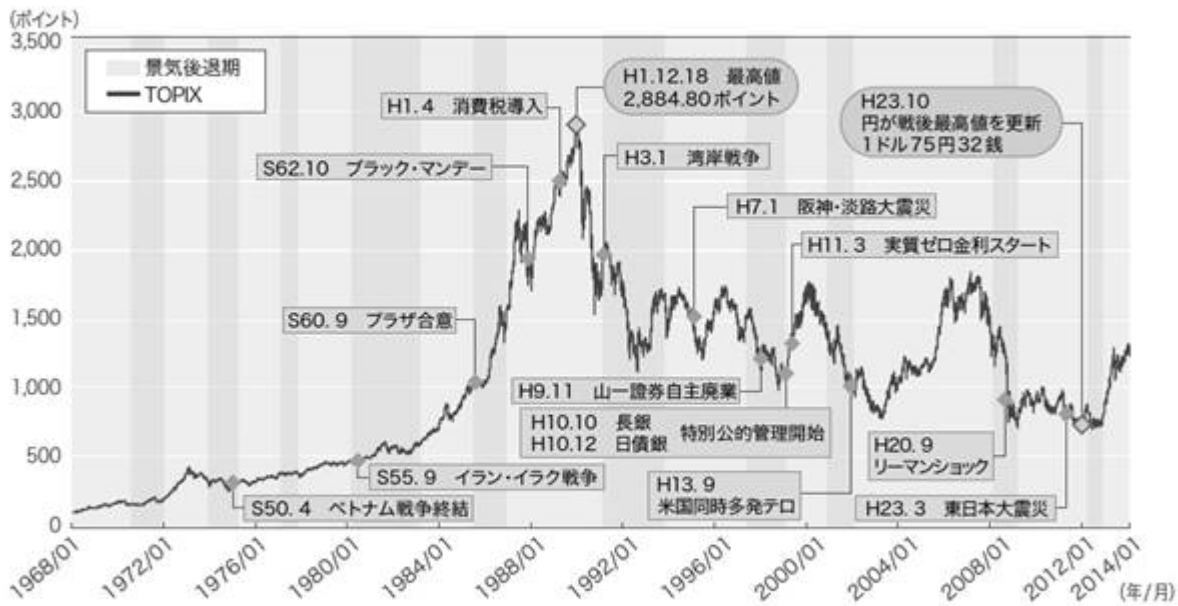


出所：内閣府ホームページ他より、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成
※グラフ・データは終値ベースです。

<訂正後>

◎TOPIXの推移

TOPIXは日本経済の歩みとともに、日本株式市場の動きを的確に反映して推移してきました。



出所：内閣府ホームページ他より、しんきんアセットマネジメント投信（株）作成

※グラフ・データは終値ベースです。

※景気後退期の2012年4月の山は内閣府暫定日付、2012年11月の谷はしんきんアセットマネジメント投信（株）推計

4【手数料等及び税金】

(3)【信託報酬等】

< 訂正前 >

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.84%（税抜年率0.80%）を乗じて得た額とします。

項目	費用	
運用管理費用 （信託報酬）	純資産総額に対して、年率0.84%（税抜0.80%）	運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに信託財産から支払われます。
（委託会社）	純資産総額に対して、年率0.2625%（税抜0.25%）	
（販売会社）	純資産総額に対して、年率0.4725%（税抜0.45%）	
（受託会社）	純資産総額に対して、年率0.1050%（税抜0.10%）	

「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。

< 訂正後 >

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.84%（税抜0.80%）を乗じて得た額とします。（消費税率が2014年4月1日以降8%となった場合は、年率0.864%となります。）

項目	費用	
運用管理費用 （信託報酬）	純資産総額に対して、年率0.84%（税抜0.80%） 消費税率が2014年4月1日以降8%となった場合は、 年率0.864%となります。	運用管理費用は、計算期間を通じて毎日計算され、毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期間末、または信託終了のときに信託財産から支払われます。
（委託会社）	純資産総額に対して、年率0.25%（税抜）	
（販売会社）	純資産総額に対して、年率0.45%（税抜）	
（受託会社）	純資産総額に対して、年率0.10%（税抜）	

「税抜」における「税」とは、消費税等をいいます。

(4) 【その他の手数料等】

< 訂正前 >

～ 略

投資信託財産にかかる監査費用は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0084%（税抜き0.008%）を乗じて計算し毎計算期の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。

略

< 訂正後 >

～ 略

投資信託財産にかかる監査費用は計算期間を通じて毎日、投資信託財産の純資産総額に年率0.0084%（税抜0.008%）を乗じて計算し毎計算期間の最初の6か月終了日および毎計算期末または信託終了のときに投資信託財産から支払われます。（消費税率が8%となった場合は、年率0.00864%（税抜0.008%）となります。）

略

(5) 【課税上の取扱い】

～ 略

個人、法人別の課税上の取扱いについて

< 訂正前 >

1) 個人の受益者に対する課税

<p>収益分配金に対する課税</p>	<p>収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。 ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の軽減税率による源泉徴収が行われます。</p>
<p>換金時および償還時</p>	<p>一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。 ただし、平成25年12月31日までは特例措置として、10.147%（所得税7%、復興特別所得税0.147%および地方税3%）の軽減税率が適用されます。</p>
<p>損益通算について</p>	<p>一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。 また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。</p>

平成26年1月1日より少額投資非課税制度「愛称：NISA（ニーサ）」がご利用になれます。NISAの制度を利用された場合には、毎年100万円までの公募株式投資信託や上場株式等の配当所得・譲渡所得等が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社に非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象になります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

<p>収益分配時 ならびに 換金時および 償還時の差益 に対する課税</p>	<p>法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、平成25年12月31日までは7.147%（所得税7%および復興特別所得税0.147%）、平成26年1月1日から15.315%（所得税15%および復興特別所得税0.315%）の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。 収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。</p>
--	--

課税上は株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度及び配当控除の適用があります。

確定拠出年金コースの場合、確定拠出年金制度にかかる税制が適用されます。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(後略)

< 訂正後 >

1) 個人の受益者に対する課税

<p>収益分配金に対する課税</p>	<p>収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、申告分離課税または総合課税（配当控除の適用はありません。）を選択することもできます。</p>
<p>換金時および償還時</p>	<p>一部解約時および償還時の差益（解約価額および償還価額から取得費用（申込手数料（税込）を含む）を控除した利益）については、譲渡所得とみなされ、20.315%（所得税15%、復興特別所得税0.315%および地方税5%）の税率により、申告分離課税が適用されます。</p>

<p>損益通算について</p>	<p>一部解約時および償還時の損失については、確定申告により、上場株式等の譲渡益と相殺することができ、申告分離課税を選択した上場株式等の配当所得との損益通算も可能となります。</p> <p>また、一部解約時および償還時の差益については、他の上場株式等の譲渡損との相殺が可能となります。</p>
-----------------	--

少額投資非課税制度「愛称: N I S A (ニーサ)」がご利用になれます。N I S Aの制度を利用された場合には、毎年100万円までの公募株式投資信託や上場株式等の配当所得・譲渡所得等が5年間非課税となります。他の口座で生じた配当所得・譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になれるのは、満20歳以上の方で、販売会社に非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象になります。詳しくは、販売会社にお問い合わせください。

2) 法人の受益者に対する課税

<p>収益分配時 ならびに 換金時および 償還時の差益 に対する課税</p>	<p>法人の受益者が支払いを受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに一部解約時および償還時の個別元本超過額については、15.315% (所得税15%および復興特別所得税0.315%) の税率で源泉徴収され法人の受取額となります。地方税の源泉徴収はありません。</p> <p>収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、特別分配金には課税されません。</p>
--	--

課税上は株式投資信託として取扱われます。益金不算入制度および配当控除の適用があります。

上記は、平成26年1月1日から平成49年12月31日までのものです。

確定拠出年金コースの場合、確定拠出年金制度にかかる税制が適用されます。

取得申込者によって取扱いが異なる場合があります。また、税法が改正された場合等には、上記の内容が変更になることがあります。

税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。

(後略)

5【運用状況】

原届出書の「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 5 運用状況」については、以下の内容に更新、訂正されます。

(1)【投資状況】

平成26年1月31日現在

資産の種類	国・地域	時価合計（円）	投資比率（％）
株 式	日 本	3,371,453,820	94.91
株式先物	日 本	182,250,000	5.13
小 計		3,553,703,820	100.04
コール・ローン等およびその他の資産（負債控除後）		1,563,391	0.04
合 計（純資産総額）		3,552,140,429	100.00

（注）投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価金額の比率です。

(2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(国内株式上位30銘柄)

平成26年1月31日現在

国名 / 地域	銘柄名	業種	数量 (株)	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価 (円)	評価金額 (円)	投資比率 (%)
日本	トヨタ自動車	輸送用機器	26,900	6,474.95	174,176,155	5,922.00	159,301,800	4.48
日本	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	143,900	669.00	96,269,100	623.00	89,649,700	2.52
日本	ソフトバンク	情報・通信業	9,500	6,450.00	61,275,000	7,563.00	71,848,500	2.02
日本	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	14,700	4,905.00	72,103,500	4,824.00	70,912,800	1.99
日本	本田技研工業	輸送用機器	17,600	3,858.70	67,913,120	3,893.00	68,516,800	1.92
日本	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	251,800	222.00	55,899,600	219.00	55,144,200	1.55
日本	日本電信電話	情報・通信業	7,600	5,230.00	39,748,000	5,561.00	42,263,600	1.18
日本	日本たばこ産業	食料品	12,200	3,630.00	44,286,000	3,197.00	39,003,400	1.09
日本	日立製作所	電気機器	47,000	681.00	32,007,000	792.00	37,224,000	1.04
日本	ファナック	電気機器	2,200	15,226.57	33,498,454	16,770.00	36,894,000	1.03
日本	武田薬品工業	医薬品	7,600	4,785.00	36,366,000	4,793.00	36,426,800	1.02
日本	キヤノン	電気機器	11,200	3,420.00	38,304,000	3,006.00	33,667,200	0.94
日本	KDDI	情報・通信業	5,900	5,191.76	30,631,384	5,705.00	33,659,500	0.94
日本	三菱地所	不動産業	13,000	2,808.00	36,504,000	2,545.00	33,085,000	0.93
日本	セブン&アイ・ホールディングス	小売業	8,000	3,985.00	31,880,000	4,102.00	32,816,000	0.92
日本	アステラス製薬	医薬品	4,700	5,758.50	27,064,950	6,398.00	30,070,600	0.84
日本	三井不動産	不動産業	9,000	3,190.00	28,710,000	3,289.00	29,601,000	0.83
日本	三菱商事	卸売業	15,100	1,880.00	28,388,000	1,903.00	28,735,300	0.80
日本	野村ホールディングス	証券・商品先物取引業	38,800	824.00	31,971,200	725.00	28,130,000	0.79
日本	東日本旅客鉄道	陸運業	3,600	8,470.00	30,492,000	7,632.00	27,475,200	0.77
日本	新日鐵住金	鉄鋼	85,000	302.98	25,753,300	315.00	26,775,000	0.75
日本	パナソニック	電気機器	22,100	880.00	19,448,000	1,184.00	26,166,400	0.73
日本	デンソー	輸送用機器	4,800	4,945.00	23,736,000	5,339.00	25,627,200	0.72
日本	NTTドコモ	情報・通信業	15,400	1,562.00	24,054,800	1,663.00	25,610,200	0.72

日本	三井物産	卸売業	17,800	1,345.91	23,957,198	1,385.00	24,653,000	0.69
日本	日産自動車	輸送用機器	27,100	1,104.25	29,925,175	885.00	23,983,500	0.67
日本	ブリヂストン	ゴム製品	6,300	3,810.00	24,003,000	3,734.00	23,524,200	0.66
日本	三菱重工業	機械	35,000	651.00	22,785,000	670.00	23,450,000	0.66
日本	住友不動産	不動産業	5,000	4,415.00	22,075,000	4,592.00	22,960,000	0.64
日本	東京海上ホールディングス	保険業	7,500	3,470.00	26,025,000	3,034.00	22,755,000	0.64

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率です。

投資有価証券の種類別投資比率

平成26年1月31日現在

投資有価証券の種類	投資比率(%)
株 式	94.91
合 計	94.91

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該有価証券の評価金額の比率です。

業種別投資比率

平成26年1月31日現在

業 種	投資比率(%)
水産・農林業	0.08
鉱業	0.43
建設業	2.52
食料品	3.60
繊維製品	0.67
パルプ・紙	0.29
化学	5.16
医薬品	4.30
石油・石炭製品	0.55
ゴム製品	0.86
ガラス・土石製品	0.94
鉄鋼	1.63
非鉄金属	1.01
金属製品	0.68
機械	5.24
電気機器	11.43
輸送用機器	11.15
精密機器	1.33
その他製品	1.37
電気・ガス業	2.05
陸運業	3.38
海運業	0.36
空運業	0.48
倉庫・運輸関連業	0.20
情報・通信業	6.85
卸売業	4.23

小売業	4.02
銀行業	9.21
証券、商品先物取引業	1.70
保険業	2.08
その他金融業	1.26
不動産業	3.36
サービス業	2.36
合計(対純資産総額比)	94.91

(注) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該業種の評価金額の比率です。

【投資不動産物件】

該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】

平成26年1月31日現在

種類	地域	資産名	買建/ 売建	数量 (枚)	簿価 (円)	時価 (円)	投資比率 (%)
株価指数先物取引	日本	東証株価 指数先物	買建	15	184,874,515	182,250,000	5.13

(注1) 投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。

(注2) 株価指数先物取引の時価については、原則として当該日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段または最終相場で評価しています。このような時価が発表されていない場合には、当該日に最も近い最終相場や気配値等、原則に準ずる方法で評価しています。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

平成26年1月末日、同日前1年以内における各月末および各計算期末の純資産総額ならびに基準価額の推移は以下のとおりです。

計算期間	純資産総額(百万円)		基準価額(円)	
	分配落	分配付	分配落	分配付
第1計算期間末 (平成13年7月18日)	5,021	5,021	7,900	7,900
第2計算期間末 (平成14年7月18日)	4,612	4,612	6,674	6,674
第3計算期間末 (平成15年7月18日)	4,196	4,196	6,173	6,173
第4計算期間末 (平成16年7月18日)	4,802	4,840	7,491	7,551
第5計算期間末 (平成17年7月19日)	10,696	10,737	7,834	7,864
第6計算期間末 (平成18年7月18日)	5,673	5,714	9,730	9,800
第7計算期間末 (平成19年7月18日)	5,602	5,645	11,587	11,677
第8計算期間末 (平成20年7月18日)	5,104	5,104	8,316	8,316
第9計算期間末 (平成21年7月21日)	6,272	6,272	6,022	6,022

第10計算期間末 (平成22年7月20日)	4,789	4,789	5,619	5,619
第11計算期間末 (平成23年7月19日)	5,008	5,077	5,756	5,836
第12計算期間末 (平成24年7月18日)	4,663	4,663	5,063	5,063
第13計算期間末 (平成25年7月18日)	4,138	4,192	8,361	8,471
平成25年1月末日	5,941		6,466	
平成25年2月末日	6,133		6,710	
平成25年3月末日	5,408		7,176	
平成25年4月末日	4,439		8,073	
平成25年5月末日	4,097		7,865	
平成25年6月末日	4,066		7,865	
平成25年7月末日	3,810		7,741	
平成25年8月末日	3,814		7,560	
平成25年9月末日	4,117		8,211	
平成25年10月末日	4,102		8,208	
平成25年11月末日	3,628		8,646	
平成25年12月末日	3,614		8,948	
平成26年1月末日	3,552		8,382	

(注1) 純資産総額は百万円未満切捨てで表示しています。

(注2) 基準価額は受益権1口当たりの純資産額を1万口単位で表示したものです。

【分配の推移】

計算期間	1万口当たりの収益分配金
第1計算期間末 (平成13年7月18日)	0円
第2計算期間末 (平成14年7月18日)	0円
第3計算期間末 (平成15年7月18日)	0円
第4計算期間末 (平成16年7月20日)	60円
第5計算期間末 (平成17年7月19日)	30円
第6計算期間末 (平成18年7月18日)	70円
第7計算期間末 (平成19年7月18日)	90円
第8計算期間末 (平成20年7月18日)	0円
第9計算期間末 (平成21年7月21日)	0円
第10計算期間末 (平成22年7月20日)	0円
第11計算期間末 (平成23年7月19日)	80円

第12計算期間末 (平成24年 7月18日)	0円
第13計算期間末 (平成25年 7月18日)	110円

【収益率の推移】

計算期間	収益率
第1計算期間末 (平成13年 7月18日)	21.00%
第2計算期間末 (平成14年 7月18日)	15.51%
第3計算期間末 (平成15年 7月18日)	7.51%
第4計算期間末 (平成16年 7月20日)	22.32%
第5計算期間末 (平成17年 7月19日)	4.98%
第6計算期間末 (平成18年 7月18日)	25.10%
第7計算期間末 (平成19年 7月18日)	20.01%
第8計算期間末 (平成20年 7月18日)	28.23%
第9計算期間末 (平成21年 7月21日)	27.59%
第10計算期間末 (平成22年 7月20日)	6.69%
第11計算期間末 (平成23年 7月19日)	3.86%
第12計算期間末 (平成24年 7月18日)	12.04%
第13計算期間末 (平成25年 7月18日)	67.31%
平成25年7月19日から 平成26年1月18日まで	6.59%

(注) 収益率とは、計算期間末の基準価額（分配付きの額）から当該計算期間の直前の計算期間末の基準価額（分配落ちの額。以下「前期末基準価額」といいます。）を控除した額を前期末基準価額で除して得た額に100を乗じて得た数です。なお、第1計算期間については、直前の計算期間の基準価額を10,000円として計算しています。

(4) 【設定及び解約の実績】

計算期間		設定数量(口)	解約数量(口)
第1期	平成12年 7月19日から平成13年 7月18日	8,993,680,314	2,637,260,285
第2期	平成13年 7月19日から平成14年 7月18日	1,379,082,268	824,249,417
第3期	平成14年 7月19日から平成15年 7月18日	3,761,795,209	3,875,197,862
第4期	平成15年 7月19日から平成16年 7月20日	1,133,564,466	1,520,644,578
第5期	平成16年 7月21日から平成17年 7月19日	8,719,041,546	1,475,157,122

第6期	平成17年 7月20日から平成18年 7月18日	4,925,371,569	12,749,082,663
第7期	平成18年 7月19日から平成19年 7月18日	2,627,585,163	3,623,843,411
第8期	平成19年 7月19日から平成20年 7月18日	2,821,446,031	1,517,510,938
第9期	平成20年 7月19日から平成21年 7月21日	5,126,053,339	847,833,033
第10期	平成21年 7月22日から平成22年 7月20日	1,045,834,900	2,939,240,777
第11期	平成22年 7月21日から平成23年 7月19日	1,164,598,918	987,182,949
第12期	平成23年 7月20日から平成24年 7月18日	2,912,758,463	2,402,765,118
第13期	平成24年 7月19日から平成25年 7月18日	1,431,778,317	5,693,666,777
第14期(中間)	平成25年 7月19日から平成26年 1月18日	379,017,027	1,295,024,224

(注) 設定数量には、当初募集期間中の設定口数を含みます。

(参考) 運用実績

データは2014年1月31日現在です。

※下記のグラフ・データは過去の実績を示したものであり、将来の成果を示唆・保証するものではありません。

※端数処理の都合上、各欄の合計が合計欄と一致しない場合や、比率の合計が100にならない場合があります。

基準価額・純資産の推移



基準価額・純資産総額

基準価額	8,382円
純資産総額	3,552百万円

分配の推移(税引前)

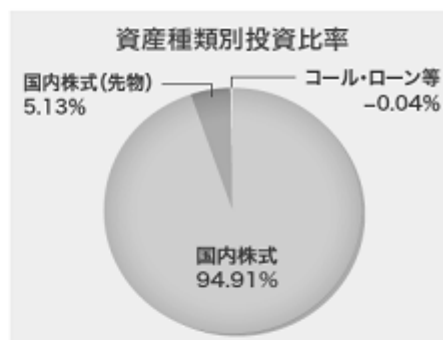
決算期	分配金
2013年7月18日	110円
2012年7月18日	0円
2011年7月19日	80円
2010年7月20日	0円
2009年7月21日	0円
設定来累計	440円

※基準価額および分配金は1万口当たりです。

※基準価額(分配金再投資後)は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

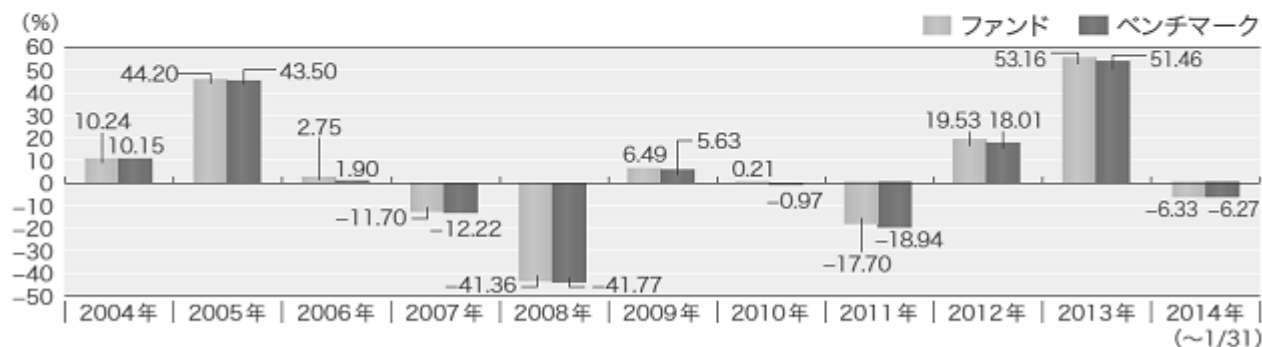
主要な資産の状況

組入上位10銘柄			組入上位10業種		
順位	銘柄名	業種	順位	業種	投資比率
1	トヨタ自動車	輸送用機器	1	電気機器	11.43%
2	三菱UFJフィナンシャル・グループ	銀行業	2	輸送用機器	11.15%
3	ソフトバンク	情報・通信業	3	銀行業	9.21%
4	三井住友フィナンシャルグループ	銀行業	4	情報・通信業	6.85%
5	本田技研工業	輸送用機器	5	機械	5.24%
6	みずほフィナンシャルグループ	銀行業	6	化学	5.16%
7	日本電信電話	情報・通信業	7	医薬品	4.30%
8	日本たばこ産業	食料品	8	卸売業	4.23%
9	日立製作所	電気機器	9	小売業	4.02%
10	ファナック	電気機器	10	食料品	3.60%



※投資比率は、当ファンドの純資産総額に対する当該銘柄、業種、資産種類の時価の比率です。

年間収益率の推移 (期間: 2004年~2014年)



※上記の騰落率は決算日の翌営業日に分配金を非課税で再投資したものと計算しております。

※最新の運用実績はしんきんアセットマネジメント投信(株)のホームページで運用レポートとしてお知らせしております。

第3【ファンドの経理状況】

原届出書の内容に、以下の情報が追加されます。

- 1 . 当ファンドの中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）並びに同規則第38条の3及び第57条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」（平成12年総理府令第133号）に基づいて作成しております。
なお、中間財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。
- 2 . 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間計算期間（平成25年7月19日から平成26年1月18日まで）の中間財務諸表について、あらた監査法人による中間監査を受けております。

中間財務諸表

しんきんトピックスオープン

(1)【中間貸借対照表】

(単位：円)

		当中間計算期間末 (平成26年1月18日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン		39,189,415
株式		3,571,365,530
派生商品評価勘定		933,691
未収配当金		2,920,268
未収利息		64
差入委託証拠金		870,000
流動資産合計		3,615,278,968
資産合計		3,615,278,968
負債の部		
流動負債		
前受金		800,000
未払解約金		3,882,399
未払受託者報酬		2,055,717
未払委託者報酬		14,389,926
その他未払費用		164,394
流動負債合計		21,292,436
負債合計		21,292,436
純資産の部		
元本等		
元本	1. 3	4,032,948,376
剰余金		
中間剰余金又は中間欠損金()	2	438,961,844
(分配準備積立金)		528,845,890
元本等合計		3,593,986,532
純資産合計		3,593,986,532
負債純資産合計		3,615,278,968

(2) 【中間損益及び剰余金計算書】

(単位：円)

	当中間計算期間 (自 平成25年 7月19日 至 平成26年 1月18日)
営業収益	
受取配当金	33,037,810
受取利息	14,413
有価証券売買等損益	208,926,509
派生商品取引等損益	9,250,137
その他収益	50,662
営業収益合計	251,279,531
営業費用	
受託者報酬	2,055,717
委託者報酬	14,389,926
その他費用	164,394
営業費用合計	16,610,037
営業利益又は営業損失()	234,669,494
経常利益又は経常損失()	234,669,494
中間純利益又は中間純損失()	234,669,494
一部解約に伴う中間純利益金額の分配額又は一部解約に伴う中間純損失金額の分配額()	8,688,890
期首剰余金又は期首欠損金()	810,891,214
剰余金増加額又は欠損金減少額	217,441,534
中間一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減少額	217,441,534
剰余金減少額又は欠損金増加額	71,492,768
中間追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増加額	71,492,768
分配金	-
中間剰余金又は中間欠損金()	438,961,844

(3) 【中間注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準及び評価方法	株式 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。 時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場（最終相場のないものについては、それに準ずる価額）又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。
2. デリバティブ等の評価基準及び評価方法	先物取引 個別法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、原則として、計算日に知りうる直近の日の主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場によっております。

(中間貸借対照表に関する注記)

区分	当中間計算期間末 (平成26年1月18日現在)	
1 信託財産に係る期首元本額、期中追加設定元本額及び期中一部解約元本額	期首元本額	4,948,955,573円
	期中追加設定元本額	379,017,027円
	期中一部解約元本額	1,295,024,224円
2 元本の欠損	純資産額が元本総額を下回っており、その差額は438,961,844円であります。	
3 中間計算期間末日における受益権の総数	4,032,948,376口	

(中間損益及び剰余金計算書に関する注記)

当中間計算期間 (自 平成25年7月19日 至 平成26年1月18日)
該当事項はありません。

(金融商品に関する注記)
金融商品の時価等に関する事項

区分	当中間計算期間末 (平成26年1月18日現在)
1. 中間貸借対照表計上額、時価およびその差額	時価で計上しているため、その差額はありません。
2. 時価の算定方法	(1)有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。 (2)デリバティブ取引 (デリバティブ取引等関係に関する注記)に記載しております。 (3)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。
3. 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。 また、デリバティブ取引に関する契約額等はあくまでもデリバティブ取引における名目的な契約額であり、当該金額自体がデリバティブ取引のリスクの大きさを示すものではありません。

(デリバティブ取引等関係に関する注記)
(株式関連)

(単位：円)

区分	種類	当中間計算期間末 (平成26年1月18日現在)			
		契約額等		時価	評価損益
			うち1年超		
市場取引	株価指数先物取引 買 建	25,040,000	-	25,980,000	940,000
合 計		25,040,000	-	25,980,000	940,000

(注) 時価の算定方法

1. 計算日に知りうる直近の日の、主たる取引所の発表する清算値段又は最終相場で評価しています。
2. 先物取引の残高表示は、契約額ベースです。
3. 契約額等には手数料相当額を含んでおりません。

(1口当たり情報)

当中間計算期間末 (平成26年1月18日現在)	
1口当たり純資産額	0.8912円
(1万口当たり純資産額)	8,912円)

2【ファンドの現況】

訂正後の内容を記載しております。

【純資産額計算書】

	平成26年1月31日現在
資産総額	3,567,658,419 円
負債総額	15,517,990 円
純資産総額()	3,552,140,429 円
発行済数量	4,237,571,415 口
1口当たり純資産額(/)	0.8382 円

第三部【委託会社等の情報】

第1【委託会社等の概況】

2【事業の内容及び営業の概況】

訂正後の内容を記載しています。

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用（投資運用業）を行います。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行います。

委託会社の運用する証券投資信託は、平成26年1月31日現在、以下のとおりです。

（親投資信託を除きます。）

（単位：百万円）

種 類	本 数	純資産総額
追加型株式投資信託	50	464,075
単位型株式投資信託	3	4,955
合 計	53	469,030

（注）純資産総額は百万円未満を切捨てしています。

3【委託会社等の経理状況】

平成25年10月4日付をもって提出した有価証券届出書につきまして、委託会社が第24期事業年度の中間決算を迎えたことに伴い、原届出書の「第三部 委託会社等の情報」「第1 委託会社等の概況」「3 委託会社等の経理状況」の該当部分を以下のとおり訂正するとともに、末尾に「2 中間財務諸表」が追加されます。

<訂正前>

1. 委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。
2. 財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査を受けております。

<訂正後>

1. 委託会社であるしんきんアセットマネジメント投信株式会社(以下「委託会社」という)の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」という)、ならびに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

また、委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条及び第57条の規定により「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

2. 財務諸表及び中間財務諸表の記載金額は、千円未満の端数を切り捨てて表示しております。
3. 委託会社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、事業年度(平成24年4月1日から平成25年3月31日まで)の財務諸表並びに中間会計期間(平成25年4月1日から平成25年9月30日まで)の中間財務諸表について、新日本有限責任監査法人の監査及び中間監査を受けております。

[次へ](#)

2 中間財務諸表
 (1) 中間貸借対照表

当中間会計期間末 平成25年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(資産の部)		
流動資産		
現金・預金		1,649,688
前払費用		22,502
未収委託者報酬		287,601
未収運用受託報酬		26,201
未収収益		67
繰延税金資産		29,417
その他の流動資産		1,607
流動資産計		2,017,087
固定資産		
有形固定資産 * 1		95,920
建物	81,269	
器具備品	14,651	
無形固定資産		84,469
ソフトウェア	82,845	
電話加入権	959	
その他	664	
投資その他の資産		2,254
長期前払費用	2,254	
固定資産計		182,644
資産合計		2,199,731

当中間会計期間末 平成25年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
(負債の部)		
流動負債		
未払金		229,437
未払手数料	184,773	
その他未払金	44,664	
未払法人税等		78,296
未払消費税 * 2		17,933
未払事業所税		871
前受収益		117,959
賞与引当金		51,039
その他の流動負債		3,202
流動負債計		498,740
固定負債		
退職給付引当金		70,614
役員退職慰労引当金		4,085
固定負債計		74,699
負債合計		573,439
(純資産の部)		
株主資本		
資本金		200,000
利益剰余金		1,426,292
利益準備金	2,000	
その他利益剰余金	1,424,292	
別途積立金	1,150,000	
繰越利益剰余金	274,292	
株主資本計		1,626,292
純資産合計		1,626,292
負債・純資産合計		2,199,731

(2) 中間損益計算書

当中間会計期間		
自 平成25年4月 1日		
至 平成25年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
営業収益		
委託者報酬		1,357,969
運用受託報酬		142,927
営業収益計		1,500,897
営業費用		
支払手数料		680,689
広告宣伝費		7,261
調査費		182,233
調査研究費	131,946	
委託調査費	50,286	
営業雑経費		28,480
電信電話料	1,249	
郵便料	119	
印刷費	25,175	
協会費	1,935	
営業費用計		898,664
一般管理費		
給料		216,954
役員報酬	15,196	
給料・手当	167,726	
法定福利費	30,554	
福利厚生費	1,761	
その他給料	1,716	
賞与引当金繰入		47,573
交際費		1,047
旅費交通費		3,483
租税公課		4,404
不動産賃借料		31,778
退職給付費用		27,625
役員退職慰労引当金繰入		2,397
固定資産減価償却費 * 1		18,411
諸経費		50,367
一般管理費計		404,044
営業利益		198,188
営業外収益		
受取利息	176	
その他営業外収益	154	
営業外収益計		330
営業外費用		

雑損失	38	
営業外費用計		38
経常利益		198,480

当中間会計期間		
自 平成25年4月 1日		
至 平成25年9月30日		
科 目	金 額	
	千円	千円
税引前中間純利益		198,480
法人税、住民税及び事業税		76,074
法人税等調整額		1,484
中間純利益		120,921

(3) 中間株主資本等変動計算書

(単位 : 千円)

	当中間会計期間	
	自	平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日
株主資本		
資本金		
当期首残高		200,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		200,000
利益剰余金		
利益準備金		
当期首残高		2,000
当中間期変動額		
当中間期変動額合計		
当中間期末残高		2,000
その他利益剰余金		
別途積立金		
当期首残高		1,030,000
当中間期変動額		
別途積立金の積立		120,000
当中間期変動額合計		120,000
当中間期末残高		1,150,000
繰越利益剰余金		
当期首残高		273,370
当中間期変動額		
中間純利益		120,921
別途積立金の積立		120,000
当中間期変動額合計		921
当中間期末残高		274,292
利益剰余金合計		
当期首残高		1,305,370
当中間期変動額		
中間純利益		120,921
別途積立金の積立		
当中間期変動額合計		120,921
当中間期末残高		1,426,292
株主資本合計		
当期首残高		1,505,370
当中間期変動額		
中間純利益		120,921
別途積立金の積立		

当中間期変動額合計	120,921
当中間期末残高	1,626,292
純資産合計	
当期首残高	1,505,370
当中間期変動額	
中間純利益	120,921
別途積立金の積立	
株主資本以外の項目の当中間期変動額 (純額)	
当中間期変動額合計	120,921
当中間期末残高	1,626,292

重要な会計方針

項 目	当中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日				
1. 固定資産の減価償却の方法	<p>(1)有形固定資産 定額法を採用しております。主な耐用年数は以下のとおりです。</p> <table data-bbox="687 409 1002 479"> <tr> <td>建 物</td> <td>3年～50年</td> </tr> <tr> <td>器具備品</td> <td>3年～20年</td> </tr> </table> <p>(2)無形固定資産 定額法を採用しております。 なお、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法を採用しております。</p>	建 物	3年～50年	器具備品	3年～20年
建 物	3年～50年				
器具備品	3年～20年				
2. 引当金の計上基準	<p>(1)賞与引当金 従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。</p> <p>(2)退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当中間会計期間末における退職給付債務を計上しております。なお、退職給付引当金の対象従業員が300名未満であるため、簡便法によっており、退職給付債務の金額は当中間会計期間末における自己都合要支給額としております。</p> <p>(3)役員退職慰労引当金 当社常勤役員の退職慰労金の支給に充てるため、「常勤役員退職慰労金規程」に基づく当中間会計期間末要支給額を計上しております。</p>				
3. その他中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項	<p>消費税等の会計処理 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p>				

注記事項

（中間貸借対照表関係）

項 目	当中間会計期間末 平成25年9月30日	
* 1 有形固定資産の減価償却累計額	建物	36,511千円
	器具備品	41,516千円
* 2 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、「未払消費税」として表示しております。	

（中間損益計算書関係）

項 目	当中間会計期間 自 平成25年4月 1日 至 平成25年9月30日	
* 1 減価償却実施額	有形固定資産	6,972千円
	無形固定資産	11,439千円

（中間株主資本等変動計算書関係）

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

発行済株式に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当中間会計期間末
普通株式(千株)	4			4

(金融商品関係)

当中間会計期間末（平成25年9月30日）

金融商品の時価等に関する事項

平成25年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次の通りであります。

(単位：千円)

	中間貸借対照表計上額	時価	差額
(1)現金・預金	1,649,688	1,649,688	
(2)未収委託者報酬	287,601	287,601	
(3)未収運用受託報酬	26,201	26,201	
(4)未収収益	67	67	
資産計	1,963,559	1,963,559	
(5)未払手数料	184,773	184,773	
(6)その他未払金	44,664	44,664	
(7)未払法人税等	78,296	78,296	
負債計	307,734	307,734	

(注) 金融商品の時価の算定方法

(1)現金・預金、(2)未収委託者報酬、(3)未収運用受託報酬、(4)未収収益、(5)未払手数料、(6)その他未払金、(7)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(セグメント情報等)

当中間会計期間（自 平成25年4月1日 至 平成25年9月30日）

1. セグメント情報

当社は、投資運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

2. 関連情報

(1) 製品・サービスごとの情報

当社の製品・サービス区分の決定方法は、中間損益計算書の営業収益の区分と同一であることから、製品・サービスごとの営業収益の記載を省略しております。

(2) 地域ごとの情報

売上高

本邦の外部顧客からの営業収益に区分した金額が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、地域ごとの営業収益の記載を省略しております。

有形固定資産

本邦に所在している有形固定資産の金額が中間貸借対照表の有形固定資産の金額の90%を超えるため、地域ごとの有形固定資産の記載を省略しております。

(3) 主要な顧客ごとの情報

(単位：千円)

顧客の名称又は氏名	営業収益
信金中央金庫	97,916

なお、営業収益の金額は、運用受託報酬について表示しております。

(1 株当たり情報)

当中間会計期間	
自 平成25年4月 1日	
至 平成25年9月30日	
1 株当たり純資産額	406,573円03銭
1 株当たり中間純利益	30,230円42銭
潜在株式調整後 1 株当たり中間純利益については、潜在株式が存在しないため記載していません。	
(注)算定上の基礎	
1 株当たり中間純利益	
中間純利益	120,921千円
普通株主に帰属しない金額	千円
普通株式に係る中間純利益	120,921千円
期中平均株式数	4,000株

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

<訂正前>

- 1 - (1) 名称
信金中央金庫(指定登録金融機関)
 - (2) 資本金の額
490,998百万円(平成25年3月末現在)
 - (3) 事業の内容
全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
- 2 - (1) 名称
しんきん証券株式会社(金融商品取引業者)
 - (2) 資本金の額
20,000百万円(平成25年3月末現在)
 - (3) 事業の内容
金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。
- 3 - (1) 名称
株式会社しんきん信託銀行(受託会社)
 - (2) 資本金の額
10,000百万円(平成25年3月末現在)
 - (3) 事業の内容
信用金庫を代理店とした特定贈与信託、公益信託の取扱いにより、信用金庫取引先等に信託サービスの提供を行うとともに、ファンド・トラスト、有価証券信託、金銭債権信託の取扱いを行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称
資産管理サービス信託銀行株式会社
- ・資本金の額
50,000百万円(平成25年3月末現在)
- ・事業の内容
銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

<訂正後>

- 1 - (1) 名称
信金中央金庫(指定登録金融機関)(販売会社)
 - (2) 資本金の額
490,998百万円(平成25年3月末現在)
 - (3) 事業の内容
全国の信用金庫の中央金融機関として、信用金庫の余裕資金の効率運用と信用金庫間の資金の需給調整、信用金庫業界の信用力の維持向上及び業務機能の補完を図っています。
- 2 - (1) 名称
しんきん証券株式会社(金融商品取引業者)(販売会社)
 - (2) 資本金の額
20,000百万円(平成25年3月末現在)
 - (3) 事業の内容
金融商品取引法に基づき第一種金融商品取引業を営んでいます。
- 3 - (1) 名称
株式会社しんきん信託銀行(受託会社)
 - (2) 資本金の額

10,000百万円（平成25年3月末現在）

(3) 事業の内容

信用金庫を代理店とした特定贈与信託、公益信託の取扱いにより、信用金庫取引先等に信託サービスの提供を行うとともに、ファンド・トラスト、有価証券信託、金銭債権信託の取扱いを行います。

<再信託受託会社の概要>

- ・名称
資産管理サービス信託銀行株式会社
- ・資本の額
50,000百万円（平成25年3月末現在）
- ・事業の内容
銀行法に基づき、銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律に基づき信託業務を営んでいます。

2【関係業務の概要】

<訂正前>

(1) 販売会社

委託会社の指定する登録金融機関または金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) 受託会社

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金及び償還金の委託会社への交付等を行います。

<訂正後>

(1) 信金中央金庫（販売会社）

委託会社の指定する登録金融機関として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(2) しんきん証券株式会社（販売会社）

委託会社の指定する金融商品取引業者として、当該受益権の募集の取扱い、償還金等の支払を行います。

(3) 株式会社しんきん信託銀行（受託会社）

投資信託財産の保管・管理業務を行い、分配金、解約金及び償還金の委託会社への交付等を行います。

独立監査人の中間監査報告書

平成26年2月26日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員
業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているしんきんトピックスオープンの平成25年7月19日から平成26年1月18日までの中間計算期間の中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益及び剰余金計算書並びに中間注記表について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的な手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんトピックスオープンの平成26年1月18日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する中間計算期間（平成25年7月19日から平成26年1月18日まで）の損益の状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

しんきんアセットマネジメント投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

-
- (注) 1. 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
2. 財務諸表の範囲にはXBR Lデータ自体は含まれていません。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

平成25年5月29日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	水守 理智 印
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	岩崎 裕男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成24年4月1日から平成25年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成25年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[次へ](#)

独立監査人の中間監査報告書

平成25年12月25日

しんきんアセットマネジメント投信株式会社
取締役会 御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 水守 理智 印

指定有限責任社員
業務執行社員 公認会計士 岩崎 裕男 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているしんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成25年4月1日から平成26年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、しんきんアセットマネジメント投信株式会社の平成25年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成25年4月1日から平成25年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

[前へ](#)